

NPO 法人いたみ医学研究情報センター「からだ・運動器の痛み専門医療者制度」施行細則
(NPO 会員用)

第1章 施行細則の制定

第1条 この施行細則は、NPO 法人いたみ医学研究情報センター（以下当 NPO）のからだ・運動器の痛み専門医療者制度規則 第10条に基づき、この施行細則を定める。

第2章 審議会

第2条 審議会の事務局は、当 NPO の愛知事務所に置く。

第3条 審議会は審議会委員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によって行う。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思表示したものは、出席者とみなす。

第4条 審議会委員は業務上知り得た一切の情報に関して、慎重に取り扱う義務がある。

第3章 からだ・運動器の痛み専門医療者

第5条 からだ・運動器の痛み専門医療者の資格認定を希望する者は、次の各号を掲げる条件については、(1)～(4) (新規)、または(1)～(3)・(5) (更新)のすべてを満たさなければならない。

(1) 当 NPO の正会員であること。

(2) 第8条に掲げる点数を合計 20 点以上取得していること。

(3) 当 NPO が主催する医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」を、新規の資格認定者は3回（12 単位）以上、更新の資格認定者は1回（4 単位）以上受講していること。

(4) 新規の資格認定者は、当 NPO が主催する「からだ・運動器の痛み専門医療者認定試験」*に合格し、かつ第6条に掲げる条件を満たしていること。または、審議会委員を2年度期間担当したもの。

*試験内容は、からだの痛みや運動器疼痛の病態、診断、治療に関する十分な知識を評価するものである。

(5) 更新の資格認定者は、前回の当該資格を取得した年度の翌年から5年間で、第7条および第8条に掲げる所定の点数を取得していること。

第6条 からだ・運動器の痛み専門医療者の新規資格認定を希望する者は、次の所定の申請書類を審議会に提出しなければならない。

(1) からだ・運動器の痛み専門医療者「認定申請書」

- (2) 当 NPO 会員証のコピー
- (3) 第 8 条に掲げる点数を合計 20 点以上取得していることを証明できるもの
- (4) 医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」受講証明証* (3 回合計 12 単位以上) のコピー
*ただし、受講証明証は第 3 回目以降の医療者研修会が対象となる
- (5) 「からだ・運動器の痛み専門医療者認定試験」合格証明証のコピー、または審議会委員を 2 年度期間担当したことを証明するもの

第 7 条 からだ・運動器の痛み専門医療者の資格認定更新を希望する者は、次の所定の申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) からだ・運動器の痛み専門医療者「更新申請書」
- (2) 当 NPO 会員証のコピー
- (3) 第 8 条に掲げる点数を合計 20 点以上取得していることを証明できるもの
- (4) 第 8 条に掲げる医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」受講証明証* (1 回 4 単位以上) のコピー

第 8 条 からだ・運動器の痛み専門医療者の資格認定 (新規・更新) を希望する者は、以下の当 NPO 事業または日本国内の痛み関連学会*の各事業で当 NPO が付与する点数のうち、合計 20 点以上を必要と定める。なお、(1) (2) については資格認定更新 5 年間で必須の事項とする。

- (1) 日本国内の痛み関連学会*の学術大会への参加 (更新必須ポイント)
日本疼痛学会 : 3 点、日本ペインクリニック学会 : 2 点、日本慢性疼痛学会 : 2 点
日本運動器疼痛学会 : 2 点、日本腰痛学会 : 2 点、日本口腔顔面痛学会 : 2 点
日本ペインリハビリテーション学会 : 2 点
- (2) 当 NPO が主催する医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」への参加 (更新必須ポイント) (上記「1 回 4 単位」とは異なる)
医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」 Basic course : 4 点
医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」の講師担当 : 6 点
医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」 Advanced course : 10 点
- (3) 日本国内の痛み関連学会*学術大会時の教育研修会への参加
教育研修会の一講演受講 : 1 点
- (4) 日本国内の痛み関連学会*学術大会の特別講演の講師
講師担当 1 回 : 3 点
- (5) 日本国内の痛み関連学会*学術大会における口演またはポスター発表
発表 1 回 : 3 点
- (6) 痛み患者症例の診療録・対応録
1 症例 : 1 点
なお、痛み患者診療または痛みの電話相談などに対応し、3 か月以上経過を追跡し得た症例の記録について、審議会により承認の得られたものとする。

(7) 痛み関連の論文（第1著者または責任著者）

1論文：3点

なお、過去3年間に第1著者または責任著者として出版した痛み関連の論文について、審議会により承認の得られたものとする。ただし、1申請期間について同一論文の申請は認められない。

(8) 当NPOのJournal club担当

Journal club担当一年：2点

*日本国内の痛み関連学会とは、以下の学会を指す。

日本疼痛学会、日本ペインクリニック学会、日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会
日本腰痛学会、日本慢性疼痛学会、日本ペインリハビリテーション学会

第4章 資格認定の申請と認定の手順

第9条 審議会は、申請書類により「からだ・運動器の痛み専門医療者」としての審査を行い、適格者を対象に審査を実施する。

第10条 申請費用は新規・更新ともに10,000円とし、申請者の審査の結果、認定されない場合でも申請料は返還しない。

第11条 各資格認定の有効期限は5年とし、当NPOの事業年度に準じて更新する。

第12条 本資格の更新を希望するものは、資格認定に必要とするポイントを証明する書類（コピー等）を添えて審議会へ提出しなければならない。

第13条 資格認定申請の受付期間は、毎年4月1日から5月31日と、8月1日から9月30日とする。

附則

1 この規則は2016年9月14日より施行する。

2 この規則は2017年5月9日より修正施行する。

3 この規則は2017年6月18日より修正施行する。

4 この規則は2017年7月31日より修正施行する。